

格差と貧困の諸問題（上）

——社会的連帯政策を求めて——

松葉 正文*

本稿の課題は、近年のわが国における格差と貧困に関する議論の活発な展開をふまえて、その内容を現代資本主義の歴史的な構造変化、現代日本における経済格差の具体的な実証分析、そして社会的連帯政策などと結びつけながら考察することにある。日本社会では、高度成長期以後、「豊かな人々」が多数派を占めている。そして、ここで言う「豊かな人々」とは、けっして限られた富豪や富裕層のみを指すのではなく、基本的な生活手段を安定的に確保している人々という意味であり、社会経済的上層と広範な被用者・中間層とからなる人びとのことである。こうした社会で、少数派である貧困層の抱える問題を解決しようとするれば、貧困層と被用者・中間層（富裕層の一部を含む）とからなる新しい民主的多数派形成とそれをふまえた社会的連帯政策の実現が必要である。それは、どのようにすれば可能なのであろうか。この複雑で困難な問題について考えるために、本稿で私は、格差、貧困、階級、階層などについて理論的考察を行ない、今日の日本経済における所得と資産の分布について具体的な分析をし、さらに貧困の問題解決に寄与すると思われる経済政策と社会政策の骨格について考えた。

キーワード：格差、貧困、経済的不平等、社会的連帯、階級、階層、所得、資産

【目次】

はじめに

I 理論的枠組みの検討

1. 豊かな多数派の形成
2. 格差と貧困について
3. 階級と階層の現在
4. その他の留意点

II 現代日本の経済格差について

1. 所得と資産の分布
2. 農家と勤労者世帯との所得および貯蓄比較
3. 公的高齢年金の制度間・階層間格差

III 社会的連帯政策を求めて（以下、次号）

1. 橋本健二の所説

2. 後藤道夫の所説

3. 堀井憲一郎・赤木智弘の所説

4. 反貧困の経済政策と社会政策

むすび

参考文献

はじめに

本稿の課題は、近年のわが国における格差と貧困に関する議論の活発な展開¹⁾をふまえて、その内容を現代資本主義の歴史的な構造変化、現代日本における経済格差の具体的な実証分析、そして社会的連帯政策などと結びつけなが

* 立命館大学産業社会学部教授

ら考察することにある。

格差を論じ貧困を告発する論文は多い。それらは、経済的苦境にある人びとに手をさし伸べようとする大切な人間的共感や知的営為の貴重な結晶でもある。しかし、今日の先進資本主義諸国における格差の歴史的な性格や貧困の社会的比重を冷静に考量して、貧困や低所得からのより実効性のある脱却の道と方途を模索する努力は、学問的に未だ十分に積み重ねられているとは言いがたい。

こうした問題状況を念頭に置きながら、私は本稿の執筆を進めていったが、その際の主な問題関心は、次のような点にあった。すなわち、もし貧困層が社会的少数派であるならば、貧困層の状況を実際に改善しようとする方策の現実的な具体化は、多数決原理を前提とする民主制の下では、貧困層と被用者・中間層（その際富裕層の一部を含む）とによる新しい民主的多数派形成が実現しない限りなかなか困難である、ということであった。どのようにすれば、富裕層と被用者・中間層とからなる「豊かな人々」が多数派を形成している今日の先進国において、貧困層の抱える諸問題に積極的に対処する新しい民主的多数派ブロックの形成が可能になるだろうか、またそれは理論的にどのように根拠づけられるだろうか、このことが私の関心の的であった。

取り扱うべき対象や論点は多岐にわたり、それらを整理するだけでも大変な時間と労力を要する。幸い、私は2年前に著書『現代日本経済論：市民社会と企業社会の間』（晃洋書房、2006年）を刊行し、そこで現在の日本経済について理論的な考察と具体的な実証分析を行ない、今日の日本の経済社会についてあるていど包括的な像を——もちろん限界や弱点を伴いな

がらではあるが——示すことができた。同書との関連でいえば、本稿は、その第5章「賃金・労働条件の格差構造」と第6章「国民の所得階層構造」での考察を、補完し、統計数値をアップデートし、展開した補論とでもいうべきものである。

- 1) ここでは、代表的な著作として、以下のものを挙げておく。橋本俊詔『格差社会：何が問題なのか』岩波新書、2006年；橋本俊詔・浦川邦夫『日本の貧困研究』東京大学出版会、2006年；大竹文雄『日本の不平等：格差社会の幻想と未来』日本経済新聞社、2005年；佐藤俊樹『不平等社会：さよなら総中流』中公新書、2000年；三浦展『下流社会：新たな階層集団の出現』光文社新書、2005年；岩田正美『現代の貧困：ワーキングプア／ホームレス／生活保護』ちくま新書、2007年；湯浅誠『反貧困：「すべり台社会」からの脱出』岩波新書、2008年；橋本健二『階級社会 日本』青木書店、2001年；後藤道夫『現代日本の格差拡大とワーキング・プア』『歴史と経済』第195号、2007年；『リーディングス：戦後日本の格差と不平等』第1巻盛山和夫編著「変動する階層構造：1945-1970」、第2巻原純輔編著「広がる中流意識：1971-1985」、第3巻白波瀬佐和子編著「ゆるる平等神話：1986-2000」、日本図書センター、2008年。

その他の主な著作は、本稿の注記に示されている。また、注記には挙げなかったものの、本稿の作成に関連して参照した文献については、論文末尾に参考文献一覧として表示した。なお、敬称は、フルネームの際に省略した。

I 理論的枠組みの検討

1. 豊かな多数派の形成

私は、先に刊行した著書のなかで、わが国における格差と貧困の現状に関連して、次のよう

に述べた。「高度成長期以後、日本社会では、豊かな人々が多数派であるという基本的構図は、今日まで不変である。そして、ここでいう『豊かな人々』とは、衣食住の基本的な生活手段を安定的に確保している人々という意味である。もう少し具体的に表現すれば、住宅とかなりの耐久消費財を所有し子供に無理なく大学教育を受けさせる所得と資力のある人々から、借家住まいであるが人並みの耐久消費財を有し衣食住のミニマムを安定的に確保しえている人々までを含んでいる。それはまた、特権的富裕層ないし富豪とでもいうべき人々、つまり十分な資産を保有し稼得労働の必要性から解放された人々、を必ずしも意味しない〔のみを意味しない〕¹⁾。(なお、今回の引用に際し、誤解の生じる可能性を減らし、より正確に私の意図するところが読者に通じるよう、文章最後部分の表現を「人々、を必ずしも意味しない」から、ここで「人々、のみを意味しない」へ変更したい。)

ここでは、上述の規定を、もう少し詳しく展開して論じてみたい。ここで私が「豊かな人々」と規定したのは、文章と文脈から明らかのように、富豪や富裕層、つまり所得や資産の点で評価した場合の社会的（最）上層のみを指してはいない。そうではなくて、たとえば所得について社会層を大まかに上層、中層（そのなかの上・中・下）、下層に区分した場合、その上層から中層まで、さらに時によっては下層の上部までを含むものとして、この用語を使っている。

こうした用語の使用法に対しては、それは社会の下層の状態を美化するもの、あるいは結果的に下層の貧困な状況を隠蔽するものという批判ないし非難がなされるかもしれない。私は、そのような解釈がなされる可能性をある程度予

感しながら、なお敢えてこうした用語の採用と使用を、ここでそしてまた本論文全体を通じて擁護するつもりである。

「豊かな人々」とは、端的に言って——上述の通り——「衣食住の基本的な生活手段を安定的に確保している人々という意味である」。こうした人々が、先進諸国における社会の多数派を形成するようになったのは、第2次世界大戦後、それも各国が高度経済成長期を経た後のことであり、そうした事態は、単に近代史や資本主義史のみではなく、人類史が初めて経験することであった。この結果、先進諸国において形成された社会経済関係、より具体的に言えば、そこでの階級配置ないし階層形成は、それ以前の人類史における経験とは全く異なったものとなった（もちろん、両大戦間の欧米にその萌芽が存在したのは事実である。つまり、アメリカにおけるフォード主義的生産・労働様式、ドイツにおけるワイマル憲法とその下での新しい労使関係など。しかしながら、勤労者の多数派が豊かな人々となったのは、第2次大戦後の高度成長期以後のことである）。

今日、OECD 諸国において格差と貧困について考える場合、貧困層を等価可処分所得の中央値の50%（60%あるいは40%とする国もある）以下とし、富裕層を同中央値の200%以上とすることが多い（もっとも、富裕層の定義は、貧困層のそれ以上に、多様でありまた人によって異なるが）。そして、EU 諸国では、2005年に、貧困層は所得再分配前でほぼ20%から33%、再分配後ではほぼ10%から20%の間となっている²⁾。逆にいえば、EU 諸国では、人口の五分の四は貧困層ではなく、そのすべてが富裕層であることはもちろんだが、それでも「基本的な生活手段を安定的に確保している人々」である。

そして、こうした事情は、日本や米国においても、基本的に同様である。これらの人々は、私達が世界全体の状況を見渡してみたとき、やはり「豊かな人々」であると特徴づけるのが妥当であろう。だからこそ、世界各地から先進諸国に向って押しよせる合法あるいは非合法の移民や難民の群が絶えないのである。

また、先進諸国におけるこうした事態は、人類史を回顧してその中に位置づけたとき、人類が初めて経験することであり、その意義はまさに驚異的ですからある。もちろん、貧困層以外の者すべてが、いわゆる金持であったり、富裕層ましてや富豪であったりするわけではない。富豪と呼ばれるような人々は、文字どおり僅かな少数派であり、富裕層といえども安定したかなりの資産をもつ人々となると人口の1割からせいぜい2割の「少数派」であろう。しかし、日本を含む先進諸国において「基本的生活手段を安定的に確保している人々」の社会における数的比率を考える場合、過去の歴史を回顧し、今日の地球全体を見廻したとき、先進各国では彼らが人口の多数派を形成している、と捉えることが正しくまた必要なことであるように、私には思われる。

2. 格差と貧困について

経済的な格差（ないし不平等）の存在それ自体については、一般に、社会的にありうるし、あって良いし、またある程度までは必要ですらある、と考えられている。経済的格差は、一般的に言って、社会的に承認され、また是認されているといつてよい。

それに対して、富裕と貧困に対する社会的評価には、多くの複雑な諸問題が内在した付随している。通常、格差と貧困がセットとして取

り上げられ議論されることが多い（本稿の主要な課題もそこにある）が、富裕（層）それ自体を問題にすることも、ほぼ同様に重要であろう³⁾。私達は、この問題を取り扱う際に、決して富者に対する嫉妬や怨恨のレベルに留まっていたはず、それに対して冷静かつ批判的に対応しなければならない。つまり、より良い社会、理想的な社会を真剣にまた冷静に模索する場合には、貧困の問題と同様に富裕の問題、その具体的なあり方について、事実と規範の両面から検討を加える必要があるだろう。所得の面では、年収額いくら以上を富裕層と定義すればよいのだろうか。資産所有額いくら以上を富裕層とすべきだろうか。経営者の年収は、当該企業従業員の平均年収の何倍以上になれば社会的常識に照らして是認されなくなるのだろうか。もしも財政再建の一手段として富裕税を所得と資産に設定しようとする場合、その年収と資産額の境界値はどのくらいが妥当だろうか。私達が、貧困の問題に正面から取り組もうとすれば、上述のような富裕の問題にも、あわせて見解をまとめていく努力が必要とされるだろう（残念ながら、本稿では、対象の限定そして何よりも筆者の準備不足から、ここでは課題の指摘に留めざるをえない）。

さて、ここでの本来のテーマに戻ろう。格差とは違って、貧困はあってはならないものである、と言われる。その通りだと思う。しかし、その貧困をどう定義するかとなると、問題はたちまち複雑で困難なものとなってくる。日本において社会問題として取り上げるべき貧困が、絶対的貧困、つまり生物としての日々の生存が直接に脅かされている状態、日々生きていくための食料調達がきわめて困難であり、薬や医療設備が無く、安全な水の供給はもちろん上下水

道設備がそもそも存在しないような状況、多くの開発途上国で今日見られ、また敗戦直後の日本の諸都市で見られたような貧困、でないことは大方の一致するところである。

わが国で今日問題となっている貧困とは、当該者が社会の一員として生きていくために必要な生活費を確保し得ないという状況、つまり相対的貧困である。ところが、「社会の一員として生きていくために必要な生活費」をどう考え、どのように規定するかということになると、たちまち問題は複雑になり、多くの人々の間で見解が分かれることになる。その月収や年収の境界値をどう設定するかは、各人の人生観や世界観、一言でいって価値判断によって大きく異なってくるからである。ましてや、そのうえで、社会的に承認され是認される数値を決めようとするれば、大きく議論が分かれなかなか収斂する方向へは向かない。

もっとも、今日の先進諸国では、その貧困層の境界値を年収（等価可処分所得）の中央値（平均値ではない）の半分と設定することが一般的である。そして、わが国では、政府が認定しているような貧困線（数値）は存在しないが、その役割を事実上、生活保護費のラインが果たしている。

ところで、そうした理論的な貧困線の設定問題とはひとまず別に、そもそもわが国における貧困層とは、どのような人びとであり、またそれは何人ぐらいと考えられるだろうか。私の試算によれば、おおよそ次の通りである。a) 生活保護受給者 約150万人⁴⁾、b) ホームレスの人々 約2.5万人⁵⁾、c) 非正規雇用者（2007年1732万人）の内、家計補助労働者を除いた数（2003年調査において、前者のうち、正社員で働ける会社がなかった者の割合が25.8%であっ

たことを考慮して概数を算出）約450万人⁶⁾、d) 母子家庭に属する者約320万人の内、約170万人（母子家庭の貧困率53%から算出⁷⁾、e) 高齢者については、その2006年における人数2660万人の内、年齢別貧困率から算出した概数として576万人⁸⁾、などを挙げることができる。以上の単純合計数は、約1350万人である。もちろん、これらの各数値間には重複が考えられるから、その実数をいま直ちに確定することは困難である。また、日本の生活保護の捕捉率は、だいたい10%~20%と考えられているから⁹⁾、本来それを受給できるにもかかわらず、そうしていないあるいは不本意ながらできていない人達が600万人~1350万人はいるだろう、ということもあわせて考慮しておかなければならない。なお、貧困者数に関する最も粗い推計値は、2004年に発表されたOECD統計での日本の貧困率15.3%¹⁰⁾を日本の人口数1.27億人に掛けた、約1940万人ということになる。

要するに、日本の貧困層は、ごく僅かな少数者というわけではないが、やはり社会全体の中ではマイノリティであり少数派である。貧困層以外の、富裕層と中間層を合わせれば——私は彼らを「豊かな人々」と規定する——、彼らが明確な社会的多数派を形成している。

しかし、だからといって、貧困層の現状を放置しておいて良いということには、もちろんならない。彼らの生存条件と生活条件を一刻も早く少しでも多く改善する必要は、その苦境に対する僅かな想像力さえあれば、誰でも同意できることであろう〔ところで、こうした自明とも思える経済政策と社会政策の現実的具体化が、なぜかくも社会的に困難なのだろう。今日におけるその最大の理由、最大の根拠こそ、豊かな多数派による自らの利益優先を志向する民主的

な多数決決定にある、と私には思える]。また、そのようにして、日本における社会的包摂と社会的連帯、そして民主主義と市民社会を強化することが、わが国の内政と外交の充実、そして社会の安定的な発展のためにもぜひとも必要である。

つまるところ、格差はあるが貧困はないという、そういう理想郷ともいべき社会は、どのようにすれば形成が可能なのだろうか。また、そのためにはどういう条件が必要なのだろうか。おそらく、強力で効果的な貧困対策、福祉政策と福祉制度の充実、そして新しい市民社会の建設、などが鍵となるだろう。

ところで、本稿の執筆に際して、当然ながら具体的な貧困ラインの数値についても幾つかの具体例を調べ比較してみた。そのなかで、私が最も妥当だと思った数値は、橋木俊詔・浦川邦夫『日本の貧困研究』（東京大学出版会、2006年）の79頁で示されていたものである。それによれば、たとえば2001年に、年間可処分所得額が、次の数値以下の場合に貧困世帯と定義されている（なお、等価尺度は0.5と設定されている）。単身世帯131万円、2人世帯185万円、3人世帯227万円、4人世帯262万円、5人世帯293万円、6人世帯321万円、7人世帯346万円。私の能力と準備の不足のために、その他の貧困ライン数値との比較検討について今ここで展開して論ずる余裕はない。しかし、貧困ラインについてある程度基準となる数値を示しておくことは、行論上ぜひとも必要であると考え、ここで敢えて言及しておく次第である。

3. 階級と階層の現在

格差と貧困の問題にとって、階級と階層の問題は、ただ重要であるというだけでなく、本質

的重要性をもつものであるとあってよい。近代社会は、過去数世紀の間、世界の多くの資本主義諸国において資本家階級と労働者階級の関係を基軸として展開してきたのであるから、現代社会を理論的に把握しようとする場合、階級の問題を避けて通ることはできない。そして、20世紀初め頃までは一般に、また今日でもある程度、労働者階級ないし労働者層が社会の下層を形成しているからである。

階級をどのように定義するかは、複雑な理論的問題であるが、概ね次のような三つの方法による接近が可能であろう。a) 生産手段の所有と非所有を決定的な基準と捉え、それをふまえて生産関係に占める位置によって階級を定義するマルクス的方法。b) 所有の問題を重視しつつも、市場におけるチャンスと諸条件のあり方によって区別される人々の集団を階級と定義するヴェーバー的方法。c) 生産手段の所有と非所有だけでなく、それに加えて、組織における地位、資格（国家や民間団体による認定）、特殊な技能や技術なども階級の地位および搾取・被搾取関係に強い規定性をもつものと捉えるローマー（John Roemer）やライト（Erik Olin Wright）の新しい階級理解の方法¹¹⁾。

また、階級の問題について考える場合には、それを歴史的視点から捉えることもたいへん重要である。すなわち、階級がひとたび形成されれば、それが経済や社会の発展とともに単線的に比例して発展していくと捉えるのではなく、階級を成長と退歩、前進と後退、形成と解体など双方向的な運動と傾向を内在させたものとして捉える必要がある。たとえば、J. コッカ（Jürgen Kocka）は、階級というものを、次の四つの歴史的位相において把握している。1) 資本・賃労働関係の歴史的な成立過程（いわゆる

る本源的蓄積過程)。2) 資本・賃労働関係の成立をふまえた階級利害の形成。ただし、この段階では、その利害は労働者によって自覚的には意識されておらず、「潜在的」ないし「客観的」利害である [マルクスの即自的階級 (Kasse an sich), ヴェーバーの市場階級 (Marktklasse)]。3) 客観的な階級状況を認識した労働者が集団としての一体性を意識するようになり、その結果労資間のこれまでの「潜在的」対立は、明白な「緊張」関係にまで顕在化する [マルクスの対自的階級 (Klasse für sich), ヴェーバーの社会的階級 (soziale Klasse)]。4) 上記の階級状況と意識を共有する者達が、組織を形成し共同行動をとる (行動する階級)¹²⁾。

コッカ氏は、そのように述べたうえで、これらの位相が一方向的なものではなく、逆方向運動ないし双方向運動もありうると指摘している。また、彼は、階級進化の過程が複雑で終りなき過程であること、そして階級形成 (Klassenbildung, class formation) の過程がその退化 (Devolution) 過程をも含むこと、さらには階級崩壊ないし階級解体 (Klassen-Entbildung, class dissolution, class fragmentation) という現象すら生起しうることに注意を喚起している¹³⁾。

なお、以前に私は、階級の問題に関連して、次のように述べた。

「この点に関連して付言すれば、世界的にみて第1次世界大戦後に一般化しはじめた、労働者階級の同権化と市民化、生存権を含む社会的基本権の承認、および男女普通選挙権の実現がもつ極めて大きな歴史的意義が再確認されなければならない。

世界史的にみて、第1次世界大戦までが階級形成の進化過程であったとすれば、それ以後に

においては階級形成の退化過程が進行している。第2次世界大戦後の高度経済成長と近年の「労働者追放 Arbeiterlegen」(16~19世紀のドイツの農民追放 [Bauernlegen] を想起せよ) 過程 [製造業、鉱業部面での労働者数の相対的絶対的減少、第3次産業での就労者数の比重増加、特に技術革新と情報化の著しい進展に伴う新たな社会的中間層の増大など] の進展は、そうした傾向を決定的なものとした¹⁴⁾。

「これらの諸点に関連して、それでは古典的マルクス主義が定義した労働者階級は、今日どこへ行ったのだろうか。労働者階級が完全に消滅したわけではない。今日の社会に階級は存在しているし、望む者がいればこの社会を「階級社会」と名付けてもよい。しかし、記述的意義と規範的意義とのバランスを保ちながら「社会」を修飾してその社会の本質と全体像に接近するという役割を、「階級」概念は、今日の先進諸国の社会分析において果たすことができないだろう。階級間の境界はすでに相当程度不明瞭化しているし、歴史的傾向的にますます不明瞭化していくだろう。今日の先進資本主義国を「階級社会」と規定することに積極的な現実的意義はないし、またそのことによって社会の中での個人の運命や動向および社会自体の発展方向がより明確になるわけでもない。「階級社会」規定は、ほとんど政策的意義をもたないし、歴史的展望を考究する上でも、あまり役立つことはないだろう。端的に言って、「労働者階級」という概念は、未来包摂的なものではなくなったのである。今日の先進工業諸国は、少数の億万長者と圧倒的多数の貧困者という階級的経済的配置をしておらず (アメリカ合州国のみがその像に幾分近いが、もとよりアメリカ資本主義をその側面のみで評価することはできない)、

著しい所得分配の不平等を伴う（ここでも、米英はその像に幾らか近い）二極分化的傾向をもつ社会ではない¹⁵⁾。

現時点においても、私は上述の内容と規定を変更する必要を認めない。階級と階層の問題に関連して、いくらか追加するとすれば、少なくとも現状分析のレベルでは、したがって政策論のレベルではなおさら、（階級ではなく）階層の問題を具体的に論じる方が、より生産的である。階級という用語あるいは概念がまれに有意義な場合もあるが、それはあくまでも同概念が現実の諸関係を正しく捉え反映している限りで、また同概念が現実社会のより具体的な局面の分析と解明、とりわけ階層論や政策論と有効に結びつけられた場合にのみ、そうである。

第2次世界大戦後とりわけ高度成長期における前例のない経済成長、民主化と社会福祉制度の前進、消費主義と大衆文化の興隆、労働と余暇の間のバランスの変化、社会的不平等の型の不鮮明化、人生における機会の個人化、家族と家庭の構成と機能の変化、ジェンダー間の関係の本質的变化、これらの諸要因ないし諸条件の変化が、階級による個人のアイデンティティ形成への影響力を決定的に侵食したのである¹⁶⁾。

20世紀初め頃までの伝統的階級構造の中における労働者階級とは、非市民であって参政権や自由権や労働基本権などの枠外におかれた存在であった。通常、厳しくそして過酷な肉体労働に従事し、日当や日銭を稼いで生活し、無所有、粗末な衣食住環境、貧困と欠乏、医療施設や教育制度（とくに中・高等教育）への事実上のアクセス困難、という中で生活し人生を送ることを余儀なくされた無産階級＝プロレタリアート（Proletariat）であった。

今日の先進諸国における被雇用者（以下、被雇用者と記す、その主な構成員は労働者と職員である）の大多数にとって、その生活条件は、過去のそれとは根本的に異なっている。今日の被雇用者層は、同権化と市民化という歴史的成果を基盤とし、経済成長を土台として衣食住の各面で生活水準を上昇させ、その全体ではないが多数派においてかなり安定した給与所得と幾らかの（場合によってはかなりの）財産ないし資産をもつ勤労者達である。彼らの大多数は、無産階級としてのプロレタリアートでは決してない¹⁷⁾。

今日の被雇用者層の内部は、もちろん多様な階層に分化しており、それに従って彼らの間の利害関係も同一ないし一様ではなく、様々に異なっている。単純労働に従事する工場の労働者（その実態も上記のような古典的イメージとは相当異なっている）、一般事務職員層、ホワイトカラー層、管理者層、技術者層、専門職層、（さらに知識人層）など、これらの人々ないしこれら各層の間では、給与と労働条件が著しく異なっており、給与を受け取る側であるという共通性のみを理由ないし根拠として彼らを一括して労働者階級と呼ぶことは、事実認識において具体性を欠き、政策論において混乱を齎すだけである。多くのホワイトカラー層や職員層、管理者層、技術者層、専門職層、知識人層などは、むしろ新中間層として捉える方が、現実の社会構造とその変化の方向に照らして、より適切であるといえよう。しかも、この新中間層は、技術革新と情報化の進展に伴って、その数と社会的意義がますます増大しつつある人々であり階層である。

4. その他の留意点

上述のような基本問題と並んで、その他にも以下のような、なお考慮されるべき重要な留意点が存在する。

i) 「豊かな人々」あるいは「貧困層」をどう定義するのかに、個々の先進諸国をとりまく国際経済的連関が、もちろん影響を与える。この影響をどのように定義に組み込むのかは、国際価値論の問題を含めてきわめて大きな難問であるが、この問題自体が無視されることがあってはならない。おそらく一般的に、次のように言えるだろう。開発途上国における絶対的貧困層の広範な存在および世界経済における国際的連関とその影響をより強く意識して貧困の問題を考えようとすれば、先進国における貧困層の所得境界値はかなり下降し、その推定貧困層は薄くなりまたその数は少なくなるだろう。逆に、それらを「無視」ないし「軽視」すれば、貧困層の所得境界値は全体として上昇し、貧困層は厚くなりまたその数は多くなるだろう。

いずれにせよ、先進諸国の経済たとえば日本経済の国際的連関という現実が、「豊かな人々」あるいは「貧困層」の定義に取り込まれなければならない。それを実行しようとするれば、先進国における貧困層の定義問題に一定のゆがみやねじれを齎すことは、避けられない。しかし、国際的連関を考慮に入れること自体は、絶対に必要なことである。

ii) また、上述のような国際的連関の重視、軽視、無視ないし捨象ということとは別に、先進国における貧困の問題を考える際に、「自尊の社会的基盤」の問題をどのように考えるかということがある。この「自尊の社会的基盤」というのは、周知の通り J. ロールズの言葉である

が、その内容として「市民が自分の人格としての価値について生き生きとした感覚をもち、各自の目的を自信をもって推進するために通常不可欠な基本的諸制度のさまざまな側面」¹⁸⁾と規定されている。

この自尊の社会的基盤の確保ということ重視すればするほど、貧困層の所得境界値は必然的に上昇し、その場合貧困層は厚くまた数多く評価される傾向をもつことになるだろう。

iii) 特定の社会を、そこでの経済的格差とその内部の流動性（人々の垂直的社会移動のことを、ここではこのように表現する）を基準として区別すれば、社会の特徴として、次のような4つの類型が抽出されるだろう。すなわち、1. 格差が大きく、流動性も低い。2. 格差は大きい、流動性は高い。3. 格差が小さく、流動性も低い。4. 格差が小さく、流動性も高い。さて、人々はまたあなたは、どのような社会類型を選好されるだろうか。

長い人生の中の一時的貧困ならば、そしてとくにそれが若い時期のものであれば、多くの人々は、おそらくそれを受け入れ許容するだろう（わが国には、若い時の苦労は買ってでもせよ、という格言まである）。しかし、貧困と低所得の長期化・固定化は、例外なく誰にとっても苦しく耐え難いものである。そして、それは社会的には多くの犯罪や社会病理現象の源泉となる。このことは、否定しがたい人間世界の現実であり、またそこでの歴史的教訓であるといつてよい。

iv) 結果の平等と機会の平等に関して、かつて私は次のように述べた。「機会の平等と結果の平等との関連について……近年の国内外での

議論の多くは、後者の重視は結果として社会から勤労意欲と活力を奪うものであり、重要なのは後者よりも前者である、と主張する。こうした主張に幾分かの理を見出すことはできるが、果たしてある程度の結果の平等がない所で、いったい本当に機会の平等が保障されるのだろうか。私には、ある程度の結果の平等があって初めて機会の平等が確保されると思われる。この「ある程度の結果の平等」が、どの程度を具体的に意味するのかはもちろん難しく、それを明らかにすることは重要な現実的政治課題であり、また今後も引き続き研究課題である。しかし、私には、少なくとも、それが現行の社会的経済的不平等度をさらに拡大することを意味したり、根拠付けたり、合理化したりするものであるとは、到底考えられない。（今日の先進国社会においても、経済的不平等ないし格差の存在が人々の間の競争を刺激し、社会的な効率と経済成長の増大に寄与する側面がないとはいえないだろう。しかし、今日それと同様にあるいはそれ以上に重要なことは、その競争における敗者や、そもそも競争から事実上あらかじめ排除されている人々を社会がどのように扱うのかまた扱おうとしているのか、という問題である。効率と公正のバランスをより慎重に模索すること、社会福祉制度の充実にこれまで以上に配慮することが、緊要である。）¹⁹⁾

以上の叙述に、少しここで付け加えたい。機会の平等を強調する人々は、しばしば敗者復活戦の重要性を同様に強調する場合が多い。敗者復活戦は、無いよりは有る方が、またその機会が少ないよりは多い方が、確かに一般的には望ましい。しかし、私達は、この問題についても、それを別の側面からも考察する必要がある。

言うまでもなく、個々の人間の生命は有限である。その限られた人生のなかで、社会的に労働可能な期間となれば、さらに限定されたものになってくる。人間にとって、一般に40歳代あるいは50歳代において複数回の敗者復活戦に臨むというのは、厳しく過酷なことである。この点についてもまた、私達は深く留意する必要がある。

v) 社会の経済的不平等ないし格差について考えるとき、私達は通常、所得再分配の前と後を区別して考える。再分配前には大きな格差が存在していたが、再分配後にはその格差が著しく縮小している場合、あるいはそれほど格差が縮小していない場合など、国によって様々である。

私は、所得の再分配によって、不平等と格差を大きく縮小させている国々の制度や政策的努力を、もちろん高く評価する。しかし、より重要なことは、再分配前からすでに格差が小さいことであろう。つまり、市民社会それ自身のレベルにおいて、そもそも格差と不平等が小さいことが望ましい。国家を介した所得再分配による格差の縮小ももちろん重要であるが、人間の尊厳という問題を考慮すれば、市民社会における格差の縮小が第一にそしてより重要である。

J. J. ルソーが、すでに1755年に『政治経済論』において、「したがって、政府の最も重要な事業のひとつは、財産の極端な不平等を防止することにある。それは、財宝を所有者から取り上げることによってではなく、それを蓄積するすべての手段を取除くことによって、また貧乏人のために救済院を建てることによってではなく、市民が貧しくならないように保証することによってである」²⁰⁾と述べている通りである。

vi) 格差よりも貧困が問題である, というテーゼは「正しい」。しかし, 格差のあり方ももちろん重要である。民主主義の健全な発展を望み願うならば, そのことは, なおさら重要である。歴史を振りかえれば, 格差が小さくそして厚い中間層の存在する社会が, 相対的にみて最も市民社会に活力があり, 民主主義の制度と運用の点で健全であることがうかがえる。貧困問題への対応が, 社会全体の経済格差の縮小と結びついて進展することが望ましい。

【注記】

- 1) 松葉正文『現代日本経済論：市民社会と企業社会の間』晃洋書房, 2006年, pp.if.
- 2) *Lebenslagen in Deutschland: Der 3. Armuts- und Reichtumsbericht der Bundesregierung*, 2008, Teil C, S. 19-32.
- 3) 近年の代表的研究として, 橋本俊昭・森剛志『日本のお金持ち研究』日本経済新聞社, 2005年; 森剛志・小林淑恵『日本のお金持妻研究』東洋経済新報社, 2008年, がある。
- 4) 『厚生労働白書』2008年版, 付属CDデータによる, 2006年の数値。
- 5) 岩田正美『現代の貧困』ちくま新書, 2007年, p.103, による2003年の数値。
- 6) 『厚生労働白書』2008年版, pp.52-54。
- 7) 『母子家庭白書』2006年版; 橋本俊昭『格差社会』岩波新書, 2006年, p.70, による, 2003年の数値。
- 8) 『国民生活白書』2007年版, p.246; 橋本俊昭『格差社会』, p.69, による。
- 9) 阿部彩他『生活保護の経済分析』東京大学出版会, 2008年, p.248。
- 10) 橋本俊昭『格差社会』, p.24。
- 11) 橋本健二『現代日本の階級構造：理論・方法・計量分析』東信堂, 1999年; 渡辺雅男『階級！社会認識の概念装置』彩流社, 2004年; マックス・ウェーバー『権力と支配』濱島朗訳, みすず書房, 1954年, などを参照。
- 12) Jürgen Kocka, *Lohnarbeit und Klassenbildung:*

Arbeiter und Arbeiterbewegung in Deutschland 1800-1875, Berlin/Bonn, 1983, S. 23-30; 山井敏章『ドイツ初期労働者運動史研究：協同組合の時代』未来社, 1993年, pp.24-28, 参照。

- 13) J. Kocka, op. cit.; do., *The Difficult Rise of a Civil Society. Societal History of Modern Germany*, in: Mary Fulbrook (ed.), *German History Since 1800*, Arnold 1997, pp.501-507.
- 14) 松葉正文『現代日本経済論』, pp.6f., より。ただし, 私がこの規定を最初に発表したのは, 「市民社会と現代日本経済：市民社会と企業社会の間」『立命館産業社会論集』第34巻第1号, 1998年6月, p.53, においてである。
- 15) 松葉正文『現代日本経済論』, p.14。
- 16) ユルゲン・コッカ「市民社会の困難な成立：近代ドイツの社会構造史」山井敏章・松葉正文訳, 『思想』岩波書店, 1998年9月号, p.63, 参照。
- 17) Vgl. Josef Moser, *Arbeiterleben in Deutschland 1900-1970: Klassenlagen, Kultur und Politik*, Frankfurt am Main 1984, pp.224-236.
- 18) ジョン・ロールズ『公正としての正義 再説』田中成明他訳, 岩波書店, 2004年, p.101。
- 19) 松葉正文『現代日本経済論』, pp.28f.
- 20) J. J. ルソー『政治経済論』河野健二訳, 岩波文庫, 1951年, pp.35f.

II 現代日本の経済格差について

1. 所得と資産の分布

まず, 国民の所得階層構成をみてみよう。厚生省の「国民生活基礎調査」によれば, 1996 [89] 年において, 年間所得150万円未満の世帯が全世帯の9.6 [10.2] %を占め, 同250万円未満が全体の19.7 [21.6] %となっている(4人世帯では, 96 [本項目のみ88] 年でそれぞれ0.7 [1.7] %と3.9 [7.8] %)。これらの世帯とりわけ前者が, 日々の生活が物質的に極めて困難な状況にあることは明らかであろう。社会保障をはじめ

社会改革の成果は、まず第1にこうした階層の生活条件改善に向けられるべきである。しかし逆に、年収300万円以上世帯が全体の75.6 [72.6] %、とくに同500万円以上が54.5 [47.1] %も存在していること、そして平均所得額が661.2 [566.7] 万円であり、中央値が540 [471] 万円にも達していることは、現在の日本の社会体制の経済的基礎が決して脆弱ではないことを十分に示している。

この点の評価は、2003年における所得状況を調査した厚生労働省「2004年国民生活基礎調査」の結果をみても、基本的に変らない。所得分布の発表が50万円ではなく100万円刻みになっているため幾分注意を要するが、概要は次の通りである。年間所得100万円未満の世帯が全世帯の5.9%を占め、同200万円未満世帯が全体の17.5%となっている。しかし、年収300万円以上世帯が全体の71.2%、さらに500万円以上世帯が47.8%を占めている。平均所得額は580万円であり、中央値は476万円である。[2005年の実態を調査した「2006年国民生活基礎調査」によれば、年間所得100万円未満世帯が6.0%、同200万円未満世帯が18.9%、同300万円以上世帯が69.3%、同500万円以上世帯が45.7%、平均所得563万円、中央値458万円となっている。]

2001年中の所得の状況を調査した厚生労働省「2002年所得再分配調査報告書」も、ほぼ同様の結果を示している。この調査結果は、50万円刻みで示されている。社会保障や税による再分配後の世帯所得の分布は、次の通りである。年間所得150万円未満の世帯が9.9%、同250万円未満世帯が21.7%、300万円以上世帯が71.8%、500万円以上世帯が46.1%であり、再分配後の平均所得額575万円、中央値は具体的に示されていないが、分布状況（450万円未満が48%、

500万円未満が53.9%）からみて450万円から500万円の間にあることがわかる。[2004年中の所得を調査した「2005年所得再分配調査報告書」によれば、再分配後の年間所得150万円未満の世帯が11.6%、同250万円未満世帯が24.6%、平均所得額は550万円、中央値は450万円弱である。] 2001年から2005年の状況についてのこれらの諸調査によれば、世帯所得の平均値と中央値の漸減、所得の最も低い層の割合の漸増が示されている。とはいえ、社会全体の所得階層の配置構造とその含意については、ほぼ同様の結果を示しているといえよう¹⁾。

ついで貯蓄額についてみてみよう。98年末の勤労者1世帯当りの平均貯蓄額は1352万円（負債574万円。個人営業、法人経営、自由業者などの一般世帯を合せた全世帯平均貯蓄額は1661万円、負債535万円）である。また、中央値は893万円、最頻値は400万円となっている。この貯蓄の内訳、種類別現在高は、次の通りである。定期性預貯金602万円、生命保険・損害保険443万円、通貨性預貯金134万円、有価証券109万円、その他63万円、等となっている。こうした貯蓄額の状態も、勤労者・国民のかなり広範な層が少なからぬ貯蓄＝金融資産を保有していることを示している²⁾。事実、98年の国民1人当たり個人金融資産残高を国際比較しても、日本は8.75万ドルで、空前の好景気と株高が持続するアメリカの11.96万ドルよりは少ないが、イギリス7.9万ドル、ドイツ4.25万ドル、フランス4.76万ドル（97年）のいずれをも上回っている³⁾。

04 [07] 年における勤労者世帯の平均貯蓄額は1273 [1268] 万円（負債655 [664] 万円。全世帯平均貯蓄額は1692 [1719] 万円、負債524 [505] 万円、貯蓄の中央値1024 [1018] 万円）

であり、また中央値は805 [783] 万円である。そして、この貯蓄の内訳は、定期性預貯金521万円、生命保険・損害保険378万円、通貨性預貯金206万円、有価証券106万円、その他63万円、等となっている。98年と比べて、この間に、勤労者世帯の総貯蓄額の平均で79万円、純貯蓄額では160万円、それぞれ減少しておりとくに後者は少なからぬ低下を示している。しかし、全世帯では総貯蓄額においてもまた純貯蓄額でも幾分増加を示している。勤労者・国民のかなり広範な層が少なからぬ金融資産を保有している状況に大きな変化はないといえよう⁴⁾。

次に、わが国の家計資産の現況についてみてみよう。この点では、89年における2人以上の全国普通世帯の純資産額は平均5372万円であり、その内訳は、宅地資産3994万円（全体の74.4%）、金融（純）資産681万円（12.7%）、住宅資産509万円（5.9%）、耐久財189万円（3.5%）となっている。その際、住宅・宅地資産のみについてであるが、平均値4502万円の他に中央値と最頻値を示せば、それぞれ1970万円と1530万円である（ただし、住宅・宅地資産のない世帯を除いた場合、平均値5741万円、中央値2724万円となる。ちなみに、2人以上の普通世帯の持家率はこの「全国消費実態調査」では、84年に74.2%である⁵⁾）。

バブル経済が崩壊した後の94年におこなわれた調査では、同様にそれぞれ平均純資産額5375万円、宅地資産3636万円（資産額全体の67.6%）、金融純資産847万円（15.8%）、住宅資産659万円（12.3%）、耐久消費財233万円（4.3%）となっている。そして、同年の純資産額の中央値は、3016万円である（住宅・宅地資産額の平均値 [保有世帯のみ] は5478万円、中央値は3033万円である⁶⁾）。明らかなように、この調査でみる

限り、89年から94年にかけて、つまりバブル経済崩壊後も家計資産額については、明示的な変化（減少）はみられない。

変化は、次回5年後に行なわれた99 [2004] 年調査で現れる。上記と同様の順序で示すと、次の通りである。平均純資産額4387 [3900] 万円、宅地資産2677 [2180] 万円（資産額全体の61.0[55.9] %）、金融純資産895[950]万円（20.4 [24.4] %）、住宅資産620 [606] 万円（14.1[15.5] %）、耐久消費財194 [164] 万円（4.4[4.2] %）である。同年の純資産額の中央値は2871 [2498] 万円（住宅・宅地資産額の平均値 [保有世帯のみ] は4183 [3396] 万円、中央値は2751 [2138] 万円）である⁷⁾。この間の宅地資産の評価額の減少により、全体としての純資産額も1千万円 [さらに五百万円] ほど減少している。しかし、それでもなお、この純資産額の平均値と中央値は、多くの国民がかなりの資産額を所有していることを示している。

なお、メリルリンチ日本証券がまとめた2002年および04 [06] 年末時点の富裕層に関するレポートによれば、日本には金融資産のみで100万ドル（1.17億円ないし1.07億円）以上を保有する人びとが124万人および134 [148] 万人いるという⁸⁾。この調査の結果に基づけば、日本には、通常の意味での日常生活上の経済的不安から解放されている人々が少なくとも数百万人、おそらくは1千万人近くいることになるだろう。なぜなら、金融資産1億円以上は、その当該者の家族だけでなくその3世代に及ぶ家族の経済生活を守ると考えることができるからである。加えて、次のことが念頭に置かれるべきである。金融資産1億円以上の所有者が、同時に不動産の所有者である可能性は極めて高い。逆に、同時に不動産所有者でない可能性は限り

なく小さい。そのことを考慮すれば、上記の私の評価の妥当性はますます高くなるだろう。また、2006年9月6日『日本経済新聞』に掲載された野村総研による調査では、わが国の金融資産1億円以上の所有世帯（個人数ではない）は86.5万に達している。そして、5千万円から1億円間の金融資産所有世帯数は280万に昇るといふ。わが国の富裕層が相当な厚みに達していることを、これらの数値は雄弁に物語っている。

上述のような諸指標は、今日の日本では基本的な生活手段を安定的に確保しえているという意味での「豊かな人々」が社会の多数を占めていることを、ほぼ示している（と言えらる。私はそう評価する。先述の規定を繰り返せば、ここでいう「豊かな人々」とは、住宅とかなりの耐久消費財を所有し子供に無理なく大学教育を受けさせる所得と資力のある人々から、借家住まいであるが人並みの耐久消費財を有し衣食住のミニマムを安定的に確保しえている人々までを含んでいる。それはまた、特権的富裕層ないし富豪とでもいふべき人々、つまり十分な資産を保有し稼働労働の必要性から解放された人々、のみを意味しない）。

しかし、そのことは、今日の日本に不安定就業階層や低所得者層あるいは貧困層が存在していない、ということをももちろん意味してはいない。また、日本における所得分配のあり方が大きな問題を孕んでいることを、否定するものでもない。

以上の諸指標を念頭に置きながら、わが国の所得格差のこの間の変化についてみてみよう。この点では、厚生労働省「所得再分配調査結果」（この調査は、すべての職業を包括し、若年や高齢者などの単身者をもサンプルに含んでい

る⁹⁾）を基にした橋木俊詔の研究が最も重要でまた信頼できるものであろう。

第1表が示すように、1980年代に入って以降、わが国の世帯間の所得格差は、ジニ係数でみて、再分配前（ただし、同調査の再分配前の当初所得には公的年金所得が含まれておらず、そのことが再分配前ジニ係数の数値に大きく影響しており、その点注意を要する¹⁰⁾）はもちろん再分配後もほぼ傾向的に拡大しつつある。その原因ないし理由について、橋木氏は、1990年代後半に焦点を当てながら、次のような諸点を挙げている¹¹⁾。イ) 失業率の上昇、生活保護世帯の増加、低賃金労働者の増大など、低所得者層の増加が顕著である。ロ) 賃金所得について、年功秩序制から能力・実績主義への移行過程にあった。ハ) 金融資産について、持てる者と持たざる者の格差が——バブル期よりも若干緩和されたとはいえやはり——所得格差として寄与した。ニ) ベンチャー・ビジネス開業者の事業所得および株式公開所得、作家、プロ・スポーツ選手、芸能人、医者などの個人業主成功者の高額所得、も目立った。ホ) 高齢者層はもとも貧富の格差が他の世代よりも大きかったが、高齢化の進展により、その格差がますます顕在化した¹²⁾。

資産格差については、金融資産格差と土地資産格差に関するジニ係数の変化が、第2表に示されている。バブル経済の崩壊後、その時期と比較すればいずれも格差は縮小傾向にあるといつてよいが、金融資産についてはその変化は僅かであり（また年によって逆転現象もあり）、土地資産についてはかなりの変化（これもまた若干の逆転がみられる）であるといえる。ただし、これら資産分野での格差の大きさ自体は、当然予想されることであるが、依然として所得

第1表 所得分配の平等度

(ジニ係数)

年	再分配前所得	再分配後所得
1972	0.354	0.314
1975	0.375	0.346
1978	0.365	0.338
1981	0.349	0.314
1984	0.398	0.343
1987	0.405	0.338
1990	0.433	0.364
1993	0.439	0.365
1996	0.441	0.361
1999	0.472	0.381
2002	0.498	0.381
2005	0.526	0.387

出所) 橋本俊詔『家計からみる日本経済』岩波新書, 2004年, p.129より。
2002年と05年の数値は, それぞれの『所得再分配調査報告書』により補足。

第2表 資産格差の推移

(ジニ係数)

年	金融資産格差	土地資産格差
1980	0.5203	0.5992
1985	0.5097	0.5639
1987	0.5210	0.6531
1988	0.5128	0.6475
1989	0.5146	0.6510
1990	0.5092	0.6313
1992	0.5015	0.6098
1994	0.4938	0.6041
1995	0.4862	0.6177
1997	0.4903	0.5803
1998	0.4707	0.5624
1999	0.4834	0.5756
2000	0.4839	0.5601
2005	n.a.	0.5914

出所)『国民生活白書』2004年, p.203;
同2007年, p.265より。

格差よりもかなり大きな数値となっている。

2. 農家と勤労者世帯との所得および貯蓄比較

97年における農家世帯と勤労者世帯の年間総所得は, それぞれ880万円と714万円である。世帯員数の平均が4.13と3.53であり, 就業者数が2.49人と1.66人であるから, 農家所得は, 勤労者世帯と比べて, 就業者1人当たりでは低いが, 世帯当たりでも, 世帯員1人当たりでもそれを上回っており, 絶対額でも比較的安定した生活を可能にする水準にあると考えられる¹³⁾。

こうした格差は, 両者の貯蓄額を比較すれば, 一層拡大し明瞭となる。97年末で農家の平均貯蓄額は, 貯蓄2970万円:借入金328万円:純貯蓄2642万円であり, 勤労者世帯では, それぞれ1250万円:498万円:752万円である。農家が勤労者の2.4倍, 借入金を差し引いた純貯蓄では何と3.5倍に達している¹⁴⁾。

そして, 2003年における農家世帯と勤労者世帯の年間総所得は, それぞれ771万円と721万円

である。また, 同年末の両者の貯蓄額を比較すれば, 農家世帯は貯蓄3199万円:借入金:286万円:純貯蓄2913万円, 勤労者世帯がそれぞれ1292万円:605万円:687万円となっている。両者間の格差は, 年間所得では縮小しているが, 純貯蓄では4.2倍とこの間更に拡大している¹⁵⁾。

勤労者世帯と比較した場合の農家世帯の所得と資産のこうした相対的高さとその要因に関連して, 加瀬和俊の見解は有益かつ示唆的である。彼は, 高度経済成長後に農家の就業機会の選択が家単位の農作物栽培ではなく世帯総所得の最大化をめざす経済計算によるようになったこと, 1970年時点では世帯として都市勤労世帯の所得と均衡する水準に達していたこと, 1970年代以降のモータリゼーションの進展により農家世帯員の通勤圏が一挙に拡大しそれによって彼らの地元就業機会が大きく増加したこと, などを具体的実証的に明らかにしている¹⁶⁾。

なお, こうした金融資産上の農家と一般勤労者世帯との間の格差に加え, 私達は, 都市近郊

農家の土地所有の経済的力が今日依然として極めて強力なものであることにも留意する必要があるだろう。

3. 公的老齢年金の制度間・階層間格差

まず公的年金受給権者1人当たりの年金額を1996年度および2002 [06] 年度分についてみてみよう。それぞれ、厚生年金は195万円—202 [169] 万円、国家公務員共済（各省各庁組合）245万円—249 [243] 万円、同（適用法人組合）248万円（96年）、地方公務員等共済組合274万円—282 [278] 万円、私立学校教職員共済組合216万円—219 [213] 万円、農林漁業団体職員共済組合191万円—197万円 [01年, 02年4月に厚生年金と統合]、そして国民年金45万円—47 [47] 万円となっている¹⁷⁾。

明らかなように、わが国の公的年金はその制度間の格差が極めて大きい。確かに、各種共済や厚生年金——周知のように両者の内でも前者とくに公務員が有利である——給額はかなりの水準にあるとあってよいが、しかし国民年金は月額にすれば僅か4万円足らずであり、老人が年金で生活を支えることは全く不可能な額である。しかも、この国民年金は、97年において適用者数3154万人で全体の44.8%、受給権者1659万人で同46.4%、03年においても適用者数3349万人で全体の47.6%、受給権者2211万人で同47.1%を占め最大部分をなしている¹⁸⁾。

もっとも、このことから直ちに、日本の老人世帯の約半数がせいぜい月額8万円程の年金生活を余儀なくされているという結論が導き出されるわけではもちろんない。なぜなら、第1に夫婦が必ず共に国民年金受給者だというわけではないし、第2に老人の収入は年金のみに限られるわけではなく、他に稼働所得や財産所得な

どがありうるし、第3に子供などとの同居世帯生活を営んでいる場合も、もちろんあるからである。

これらの諸点を考慮してもう少し詳しくテーマに関連する問題を検討すれば、統計年はかなり遡るが、高齢夫婦2人世帯の89年における年金収入は、夫の平均値154万円、中央値160万円、そして妻の平均値26万円、中央値23万円（ここに国民年金受給の影響が明確に現われている）であり、夫婦あわせた世帯ベースの年金額は平均値・中央値とも180万円となっている¹⁹⁾。

また、高山憲之が、89年の「全国消費実態調査」（総務庁）を基に、高齢夫婦世帯（サンプル数4743世帯）の経済生活条件について明らかにした基本数値によれば、日本の高齢者世帯の年間所得の最頻値—中央値—平均値はそれぞれ280～289万円—338万円—430万円（上からの百分位値33%）、消費月額14.0～14.9万円—19.5万円—22.9万円（36%）、貯蓄残高300～399万円—1135万円—1956万円（30%）、宅地・住宅〔保有世帯のみ〕1400～1499万円—2728万円—6488万円（24%）、となっている²⁰⁾。明らかなように、所得・消費・資産のいずれにおいても、その平均値はもちろん中央値や最頻値に照らしても、高齢夫婦がかなり安定的な生活を営める条件があるといつてよいだろう。

更にまた、一般勤労者世帯の平均とその内65才以上の無職の高齢者がいる世帯とを資産面で比較すると、89年において持家率では前者68.7%、後者94.8%、貯蓄額で前者872万円、後者1214万円、負債額で前者353万円、後者298万円となっており、いずれも高齢者のいる世帯の方が資産面で多くなっている²¹⁾。

しかしながら、だからといって、わが国の高

齢者（世帯）に何の個人的社会的問題もないというわけでは、もちろんない。97年において、高齢者世帯の内なお5.4%は被保護世帯であった。そして、03年には、被生活保護世帯94.1万（人員では134.4万人）の内、46.4%が高齢者世帯であった。また、わが国には、90年の時点で、70万人の寝たきり老人（65才人口の4.6%）、100万人の認知症老人（同6.7%）がいた。これらを合わせた要介護老人数は、130万人余りであった。その内、病院の長期入院者25万人、特別擁護老人ホーム15万人、老人保護施設1万人で、残りの90万人つまり要介護老人の約7割が家族を中心に介護されていたと思われる²²⁾。その家族の精神的・肉体的・経済的負担は深刻なものであり、また病院や諸施設も専門の介護士や看護師の不足から老人のケア状況は、残念ながら一般に良好とは決して言い難い。人口構成の急速な高齢化に伴って、寝たきり老人は2000年に100万人を超え、2010年には170万人、2025年には230万人へ、そしてその他に認知症老人と虚弱老人の合計が2000年に160万人、2010年には220万人、2025年には300万人に増加すると推計されており、「高齢化社会」への総合的な対策の強化が望まれる²³⁾。

もっとも、従来家族の私的問題とされてきた老人介護を社会化し、家族（主として女性）の介護負担を削減した介護保険制度の成立とその後の動向について、ここで言及しておく必要があるだろう。制度が始まった2000年4月から2004年4月〔06年3月〕末にかけて、要介護認定者数は218万人から387〔432〕万人へと大幅に増加している。04年4月における介護度が最も低い要支援段階から最も厳しい状況である要介護度5までの人数の内訳は、次の通りである。要支援60〔72〕万人、要介護1：125〔142〕

万人、要介護2：59〔64〕万人、要介護3：49〔55〕万人、要介護4：48〔52〕万人、要介護5：46〔46〕万人。すでに発足したこの介護保険制度を、財政的な維持可能性と世代間の社会的公正理念に留意しながらも、より普遍的で同時に身近な制度として育成し運営していく必要がある²⁴⁾。

【注記】

- 1) 以上について、『国民生活基礎調査』1997年版、厚生省編、p.105；同1990年、p.135；同1989年、p.227；<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa04/2-1.html>；<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/06/h0625-3.html>；<http://www-bm.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa06/2-1.html>；<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/08/h0824-6.html>。
- 2) 『貯蓄動向調査』1998年、総務庁、p.2f。
- 3) 『日本経済を中心とする国際比較統計』1999年、pp.47-49、の数値に基づいて算出。
- 4) 『家計調査年報』2004年、貯蓄・負債編、pp.1-9。in: <http://www.stat.go.jp/data/sav/2004np/01np.htm>；『家計調査報告』貯蓄・負債編、2007年結果速報、pp.5-12、in: <http://www.stat.go.jp/data/sav/sokuhou/nen/index.htm>。
- 5) 平成元年『全国消費実態調査報告』第8巻(3)、総務庁統計局、1991年発行、pp.33-50。
- 6) 平成6年『全国消費実態調査報告』第6巻(2)、総務庁統計局、1997年発行、pp.39-69。
- 7) <http://www.stat.go.jp/data/zensho/1999/4.htm>；<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2004/shisan/youyaku.htm>。
- 8) 『朝日新聞』2003年6月18日、同2005年6月11日、同2007年7月14日。
- 9) 従来の「家計調査」（総務庁）では、農林漁業世帯と単身者世帯が対象から除かれていた。しかし、同調査でも、99年以後農林漁業世帯が、そして02年以後単身者世帯が、それぞれ対象に含まれるようになった。
- 10) 大竹文雄『日本の不平等：格差社会の幻想と

- 未来』日本経済新聞社，2005年，p.8。
- 11) 橋木俊詔『家計からみる日本経済』岩波新書，2004年，pp.129-131。
- 12) わが国大企業の役員報酬（賞与を含む）は，従業員の平均給与の何倍ぐらいだろうか。『週東洋経済』2004年5月1/8日号の「データ&ランキング」欄（p.142）が示すところでは，2002/3年において上位50社で1人当たり6600万円から2236万円であり，その多くは2000万円台から4000万円台はじめである。その値は，当該従業員の年間平均給与額のおおむね3～5倍となっている（最大で8.8倍）。社長の平均年収は，具体的に示されていないが，同所での社団法人日本能率協会によるアンケート結果によれば，一般的には平取締役の2.7倍であるという。もっとも，ここでは役員の現職時における交際費や車の使用他の種々の給付と便宜，また退職慰労金や退職後の年金を含む種々の給付と便宜，などは考慮されていない。
- 13) 『農業白書付属統計表』1998，農林統計協会，p.57。
- 14) 同上，p.51。なお，『農業白書付属統計表』における農家世帯と勤労者世帯の年間所得と貯蓄額の比較については，管見の限りで，貯蓄額の比較が2000年版以降，また所得額の比較が2002年版以降，残念ながら，それぞれ掲載されなくなっている。
- 15) 『国民生活白書』2005年，内閣府，p.277；『食料・農業・農村白書参考統計表』2004年，農林水産省，p.127；<http://www.nochuri.co.jp/tokei/pdf/chart14.pdf>。
- 16) 加瀬和俊「農村と地域の変貌」『日本史講座第10巻：戦後日本論』所収，東京大学出版会，2005年，pp.237，240，248-250。
- 17) 『社会保障統計年報』1998年，総理府，p.171；『社会保障統計年報』2004年，国立社会保障・人口問題研究所，pp.259；『社会保障年鑑』2008年，健康保険組合連合会編，p.263。
- 18) 『厚生統計要覧』1998年，厚生省編，p.283；『厚生労働白書』2005年，pp.529-531。
- 19) 高山憲之編著『ストック・エコノミー』東洋経済新報社，1992年，pp.167，169。
- 20) 高山憲之の論稿，『日本経済新聞』1992年6月20日所収参照。
- 21) 平成元年『全国消費実態調査報告』第6巻，pp.26f。
- 22) 中村達也「国は富み，そして日本人は貧しくなった」『週刊エコノミスト』1992年1月7日号，pp.98-103；『厚生白書』1991年，p.272；『厚生労働白書』2005年，p.482。
- 23) 『高齢社会白書』1999年，総務庁編，pp.70f.の推計値を，その後の実態値に基づき松葉が一部修正した。
- 24) 『厚生労働白書』2005年，pp.47f.；<http://www.wam.go.jp/wamappl/00youkaigo.nsf/vAllArea/200603?Open>（独立行政法人福祉医療機構のサイトより）

（以下，次号）

The Problems of Japanese Economic Differentials and Poverty: Searching for a Policy of Social Solidarity (First Half)

MATSUBA Masafumi *

Abstract: This paper contributes to the ongoing discussion regarding economic differentials and poverty in Japan. It places this discussion in the context of the historical changes taking place in the structure of modern capitalism, and offers a concrete analysis of economic differentials and social solidarity policy in Japan. Following the country's period of rapid economic growth, the majority of Japanese people have been affluent, in the sense that they have been able to secure the basic means of living, and they consist of an upper social strata, general employees, and the self-employed. To solve the problems still faced by the poor minority, what is needed is the pursuit of a social solidarity policy based on the formation of a new democratic majority consisting of the poor, employees and the self-employed (then, inclusive of a part of the rich). How can this be realized? In this paper, I consider this complicated and difficult problem by examining theoretically differentials, poverty, class and stratum, by analyzing the distribution of incomes and assets in Japan, and by investigating the framework of the economic and social policy which can contribute to the solution of the problems of poverty.

Keywords: differentials, poverty, economic inequality, solidarity, class, stratum, income, assets

* Professor, Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University